



下田地区消防組合訓令第3号

下田地区消防組合競争入札参加者選考委員会設置規程を次のように定める。

令和8年3月12日

下田地区消防組合

管理者 下田市長 松木正一郎



## 下田地区消防組合訓令第3号

### 下田地区消防組合競争入札参加者選考委員会設置規程

#### (設置)

第1条 下田地区消防組合（以下「組合」という。）が実施する競争入札に参加することができる者の選考及び決定（以下「選考等」という。）の公正確保その他競争入札に関し必要な事項の調査審議をするため、下田地区消防組合競争入札参加者選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

#### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 組合が実施する競争入札に係る選考等に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、競争入札に関し消防長が必要と認める事項

#### (組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。委員長は、消防長をもって充て、委員は、次長、総務課長、警防課長及び予防課長をもって充てる。

#### (委員長等)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

#### (会議)

第5条 会議は、必要により委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の形式は、合議とする。ただし、委員長が、会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、合議によらないことができる。
- 4 前項ただし書の場合において、合議によらず調査審議したものについては、次の会議においてこれを報告するものとする。
- 5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは契約担当課に対し、関係職員の会議への出席又は関係資料の提出を求め、その意見、説明その他必要な事項を聴くことができる。

#### (選考依頼)

第6条 委員会に競争入札に係る選考等を依頼する場合は、契約担当課の長はあらか

じめ、次の各号に掲げる入札の種類に応じ、当該各号に規定する調書を委員長に提出しなければならない。この場合において、参考資料があるときは、調書に添付するものとする。

- (1) 指名競争入札（契約の相手方が共同体の指名競争入札（建設工事に係るものに限る。次号において同じ。）を除く。） 指名審査調書（様式第1号）
- (2) 契約の相手方が共同体の指名競争入札 特定建設工事共同企業体構成員審査調書（様式第2号）
- (3) 制限付き一般競争入札（建設工事に係るものに限る。） 一般競争入札制限条件審査調書（様式第3号）
- (4) 制限付き一般競争入札（建設業関連業務に係るものに限る。） 一般競争入札制限条件審査調書（様式第4号）
- (5) 制限付き一般競争入札（物品及び役務提供） 一般競争入札制限条件審査調書（様式第5号）

（建設工事における選考基準）

第7条 委員会は、建設工事における選考等を行う場合は次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 下田市建設工事執行規則（平成8年下田市規則第9号）第5条に規定する要件
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定に基づく建設業者の経営に関する事項の審査の結果
- (3) 当該建設工事の施行予定日を含む会計年度前2年度（以下「基準年度」という。）における不誠実事項の有無
- (4) 基準年度における経営状況
- (5) 基準年度において請け負った市発注建設工事の工事成績
- (6) 手持ち建設工事の状況
- (7) 当該建設工事施行に関する技術的適性
- (8) 当該建設工事に対する地理的条件
- (9) 基準年度における安全管理の状況

（報告）

第8条 会議が終了したときは、委員長は、その結果を速やかに管理者に報告しなければならない。

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

（委任）

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。





第 号  
年 月 日

下田地区消防組合競争入札参加者選考委員会委員長 様

課 係

一般競争入札制限条件審査調書

年度 第 回 下田地区消防組合競争入札参加者選考委員会 （ 年 月 日）

建設工事名	年度		
建設工事箇所	地内・先	工期	年 月 日限
建設工事概要			
共同企業体	J V不可・J V可・J Vのみ	構成員数	者・最小出資比率 %・結成方法 結成
制限条件	単独又は代表構成員	その他の構成員（単独不要）	その他の構成員（2者不要）
1 建設業許可及び許可後の営業年数 ( 有 ・ 無 )	許可業種 工事業 許可区分 特定 ・ 一般 営業年数 許可後 年以上	許可業種 工事業 許可区分 特定 ・ 一般 営業年数 許可後 年以上	許可業種 工事業 許可区分 特定 ・ 一般 営業年数 許可後 年以上
2 総合評定値 ( 有 ・ 無 )	点以上 点未満	点以上 点未満	点以上 点未満
3 営業所の制限 (主たる営業所・営業所等)	1 静岡県内 2 県内静岡市以東 3 県内東部地区 4 県内伊豆地区 5 その他 ( )	1 静岡県内 2 県内静岡市以東 3 県内東部地区 4 県内伊豆地区 5 その他 ( )	1 静岡県内 2 県内静岡市以東 3 県内東部地区 4 県内伊豆地区 5 その他 ( )
4 施工実績 ( 有 ・ 無 )	時期 年度以降・制限無 用途 構造 規模 金額	時期 年度以降・制限無 用途 構造 規模 金額	時期 年度以降・制限無 用途 構造 規模 金額
5 配置技術者 ( 有 ・ 無 )	専任配置 有 ・ 無 監理技術者資格 有 ・ 無 ※工種 ( ) 施工経験 有 ・ 無 ※ 年度以降・制限無	専任配置 有 ・ 無 監理技術者資格 有 ・ 無 ※工種 ( ) 施工経験 有 ・ 無 ※ 年度以降・制限無	専任配置 有 ・ 無 監理技術者資格 有 ・ 無 ※工種 ( ) 施工経験 有 ・ 無 ※ 年度以降・制限無
6 その他			
資料 No.	No.		
入札番号	第 号		
入札予定日	年 月 日		

※ 伊豆地区とは、熱海市／下田市／伊東市／伊豆市／伊豆の国市／賀茂郡東伊豆町／賀茂郡西伊豆町／賀茂郡南伊豆町／賀茂郡河津町／賀茂郡松崎町の各市町です。

第 号  
年 月 日

下田地区消防組合競争入札参加者選考委員会委員長 様

課 係

一般競争入札制限条件審査調書

年度 第 回 下田地区消防組合競争入札参加者選考委員会 （ 年 月 日）

業 務 名	年度		
履 行 箇 所	地内・先	履行期間	年 月 日限
業 務 概 要			
制 限 条 件			
1 建設業関連業務の登録 ( 有 ・ 無 )	業 務 区 分 登 録 ・ 希 望 営業年数 許可後 年以上		
2 総合評定値 ( 有 ・ 無 )	点以上 点未満		
3 営業所の制限 (主たる営業所・営業所等)	1 静岡県内 2 県内静岡市以東 3 県内東部地区 4 県内伊豆地区 5 その他 ( )		
4 履 行 実 績 ( 有 ・ 無 )	時 期 年度以降 ・ 制限無 内 容 金 額		
5 配 置 技 術 者 ( 有 ・ 無 )	専任配置 有 ・ 無 管理技術者資格 有 ・ 無 ※業種 ( ) 履行経験 有 ・ 無 ※ 年度以降・制限無		
6 そ の 他			
資 料 No.	No.		
入 札 番 号	第 号		
入 札 予 定 日	年 月 日		

※ 伊豆地区とは、熱海市／下田市／伊東市／伊豆市／伊豆の国市／賀茂郡東伊豆町／賀茂郡西伊豆町／賀茂郡南伊豆町／賀茂郡河津町／賀茂郡松崎町の各市町です。

第 号  
年 月 日

下田地区消防組合競争入札参加者選考委員会委員長 様

課 係

一般競争入札制限条件審査調書

年度 第 回 下田地区消防組合競争入札参加者選考委員会 （ 年 月 日）

件 名	年度		
箇 所	地内・先	期 間	年 月 日限
概 要			
制 限 条 件			
1 物品の製造等競争参加資格審査申請時の登録 ( 有 ・ 無 )	業種 物品購入 ・ 役務提供 登録業務名 ( )		
2 営業所の制限 (主たる営業所・営業所等)	1 静岡県内 2 県内静岡市以東 3 県内東部地区 4 県内伊豆地区 5 その他 ( )		
3 その他の条件			
資 料 No.	No.		
入 札 番 号	第 号		
入 札 予 定 日	年 月 日		

※ 伊豆地区とは、熱海市／下田市／伊東市／伊豆市／伊豆の国市／賀茂郡東伊豆町／賀茂郡西伊豆町／賀茂郡南伊豆町／賀茂郡河津町／賀茂郡松崎町の各市町です。